

議題第 1 号

桜川市都市計画審議会 区域区分制度評価・検証委員会
委員長及び副委員長の選任について

役 職	氏 名
委 員 長	
副委員長	

【参 考】

桜川市都市計画審議会条例

(専門部会)

第 7 条 審議会は、特別の事項について調査、検討等をする必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、審議会委員及び第 4 条に規定する委員から、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長および副部会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 部会の運営については、前条の規定を準用する。
- 5 部会において調査、検討等を行った場合は、当該調査、検討等の結果を審議会に報告するものとする。